

内閣参質二〇八第七五号

令和四年六月二十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 松野 博一

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出高速道路通行料金に精神障害者割引がないことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出高速道路通行料金に精神障害者割引がないことに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「精神障害者等の生活の向上」は、高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する「国民生活の向上」に含まれるものと考えている。

二から四までについて

各高速道路株式会社（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社をいう。以下同じ。）において精神障害者に対する高速道路の料金の割引を実施するか否かについては、政府による各高速道路株式会社の株式の保有量にかかわらず、一義的には各高速道路株式会社の判断によるものである。

政府としては、身体障害者及び知的障害者に対する高速道路の料金の割引の導入と同様に、精神障害者に対する高速道路の料金の割引についても導入するよう、各高速道路株式会社に対し、理解と協力を求めているところである。

五について

二から四までについて述べたとおり、高速道路の料金の割引を実施するか否かについては、一義的には各高速道路株式会社の判断によるものであり、現時点で、各高速道路株式会社において精神障害者に対する高速道路の料金の割引の実施が決まっていないことから、御指摘のような助成を行う予定はない。